



薬生発 0328 第 2 号

令和 4 年 3 月 28 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部改正について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号。以下「施行規則」という。）別表第一の「基準」の項目中に定められた有害物質の含有量等を測定するための公定の試験法について、分析技術の進歩及び分析に必要な試薬や器具等が入手困難になる可能性等を考慮し、その見直しを適時適切に行えるよう、今般、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 45 号）を公布したところです。その改正の内容等は下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の内容

1 施行規則別表第一の「基準」の項目中には、①基準及び②有害物質の含有量等を測定するための公定の試験法が定められていたところ、②有害物質の含量等を測定するための公定の試験法については、施行規則から別途定める通知（家庭用品中の有害物質試験法について（薬生薬審発 0328 第 5 号医薬品審査管理課長通知））に移行させたこと。

2 その他所要の改正を行ったこと。

第 2 施行期日

この省令は、公布日から起算して 1 年を経過した日から施行されるものであること。

○厚生労働省令第四十五号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）第四条第一項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

有害物質	家庭用品	基準
アゾ化合物 (化学的变化により容易に4-アミノジフェニル、オルト-アニジン、オルト-トルイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2, 4-ジアミノアニソール、4, 4'-ジアミノジフェニル、4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド、4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン、2, 4-ジアミノトルエン、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン、3, 3'-ジクロロベンジジン、2, 4-ジメチルアニリン、2, 6-ジメチルアニリン、3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルト-トリジン)、3, 3'-ジメトキシベンジジン、2, 4, 5-トリメチルアニリン、2-ナフチルアミン (別名ベータ-ナフチ	(1)アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、	試料1gあたり化学的变化により容易に生成する4-アミノジフェニル、オルト-アニジン、オルト-トルイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2, 4-ジアミノアニソール、4, 4'-ジアミノジフェニル、4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド、4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン、2, 4-ジアミノトルエン、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン、3, 3'-ジクロロベンジジン、2, 4-ジメチルアニリン、2, 6-ジメチルアニリン、3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルト-トリジン)、3, 3'-ジメトキシベンジジン、2, 4, 5-トリメチルアニリン、2-ナフチルアミン (別名ベータ-ナフチ

ミノアニソール、4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル、4, 4'-ジアミノジフェニルス	テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスケット及び関連製品	ルアミン)、パラクロロアニリン、ベンジジン、2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン、2-メチル-5-ニトロアニリン、4, 4'-メチレンジアニリン、2-メトキシ-5-メチルアニリン又はパラフェニルアゾアニリンのそれぞれの量は30µg以下であること。
ルフィド、4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン、2, 4'-ジアミノト	(2)アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品(毛皮製品を含む。)のうち、下着、手	

ルエン、3, 3	袋、中衣、外衣	
1-ジクロロ	、帽子及び床敷	
4, 4'-ジア	物	
ミノジフェニル		
メタン、3, 3		
1-ジクロロベ		
ンジジン、2,		
4-ジメチルア		
ニリン、2, 6		
1-ジメチルアニ		
リン、3, 3'		
1-ジメチルベン		

ジジン (別名オ ルトートリジン)、3, 3' - ジメトキシベン ジジン、2, 4 , 5-トリメチ ルアニリン、2 -ナフチルアミ ン (別名ベータ -ナフチルアミ ン)、パラーク ロロアニリン、		
--	--	--

ベンジジン、2 —メチル—4— (2—トリルア ゾ) アニリン、 2—メチル—5 —ニトロアニリ ン、4, 4' — メチレンジアニ リン、2—メト キシ—5—メチ ルアニリン又は パラ—フェニル		
---	--	--

アゾアニリンを生成するものに限る。)		
塩化水素又は硫酸	住宅用の洗剤で液体状のもの（塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。）	酸の量として10%以下であること。
塩化ビニル	家庭用エアゾール製品	検出されないこと。
4, 6-ジクロ	繊維製品のうち	試料1 gあたり30µg以下であること。

<p>ル-7-(2, 4, 5-トリク ロルフエノキシ)-2-トリフ ルオルメチルベ ンズイミダゾー ル</p>	<p>、おしめカバー 、下着、寝衣、 手袋、くつした 、中衣、外衣、 帽子、寝具及び 床敷物 家庭用毛糸</p>	
<p>ジベンゾ [a, h] アントラセン</p>	<p>(1)クレオソート 油を含有する家 庭用の木材防腐 剤及び木材防虫 剤</p>	<p>試料 1 g あたり 10µg 以下であること。</p>

	(2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	試料1 gあたり3 µg以下であること。
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	家庭用の洗剤で液体状のもの（水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。）	アルカリの量として5%以下であること。

テトラクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗剤	0.1W/W%以下であること。
トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗剤	0.1W/W%以下であること。
トリス（1-アジリジニル）ホスフィンオキシド	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	検出されないこと。
トリス（2, 3-ジブロムプロ	繊維製品のうち、寝衣、寝具、	検出されないこと。

ピル) ホスフェ イト	カーテン及び床 敷物	
トリフェニル ^び 錫 化合物	繊維製品のうち 、おしめ、おし めカバー、よだ れ掛け、下着、 衛生バンド、衛 生パンツ、手袋 及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス	試料 1 g あたり ^び 錫として 1.0 μ g 以下であること。

	くつ墨及びくつ クリーム	
トリブチル ^{すず} 錫化 合物	繊維製品のうち 、おしめ、おし めカバー、よだ れ掛け、下着、 衛生バンド、衛 生パンツ、手袋 及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス	試料 1 g あたり ^{すず} 錫として1.0 μ g以下であること。

	くつ墨及びくつ クリーム	
ビス (2, 3- ジブロムプロピ ル) ホスフエイ ト化合物	繊維製品のうち 、寝衣、寝具、 カーテン及び床 敷物	検出されないこと。
ヘキサクロルエ ボキシオクタヒ ドロエンドエキ ソジメタノナフ タリン (別名デ イルドリン)	繊維製品のうち 、おしめカバー 、下着、寝衣、 手袋、くつした 、中衣、外衣、 帽子、寝具及び	試料 1 g あたり 30µg 以下であること。

	床敷物 家庭用毛糸	
ベンゾ [a] アン トラセン	(1)クレオソート 油を含有する家 庭用の木材防腐 剤及び木材防虫 剤	試料 1 g あたり 10 μ g 以下であること。
	(2)クレオソート 油及びその混合 物で処理された 家庭用の防腐木 材及び防虫木材	試料 1 g あたり 3 μ g 以下であること。

ベンゾ [a] ピレ ン	(1)クレオソート 油を含有する家 庭用の木材防腐 剤及び木材防虫 剤	試料 1 g あたり 10 μ g 以下であること。
	(2)クレオソート 油及びその混合 物で処理された 家庭用の防腐木 材及び防虫木材	試料 1 g あたり 3 μ g 以下であること。
ホルムアルデヒ ド	(1)繊維製品のう ち、おしめ、お	別に試験法で定める吸光度差が 0.05 以下又は試料 1 g あたり 16 μ g 以下 であること。

	しめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のもの	
	(2)繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつ	試料 1 g あたり75 μ g以下であること。

	した（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。）、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたために使用される接着剤	
メタノール	家庭用エアゾール製品	5 W/W%以下であること。
有機水銀化合物	繊維製品のうち	試料 1 g あたり水銀として 1 μg 以下であること。

	、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム	
--	--	--

附 則

この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

